

平成28年2月定例県議会 環境生活警察常任委員会会議録  
(第1号・調製前)

1 日 時 平成28年3月10日(木曜日) 開会 午前9時59分 閉会 午後3時34分

---

議案第1号関係

○三輪由美委員 それでは、まず初めに県民の安全・安心を確保するために交番の設置と警察官の交番への配置問題について伺いをいたします。

県民からは、交番をふやしてほしい、お巡りさんにパトロールしてほしいという声は依然強く、県警として交番を地域の必要性や要望を考慮して、新年度も1カ所ふやす予定だということですが、計画的にふやすこと、警察官の常駐化を進めることは急務だと考えます。

初めに、交番の新たな設置について伺います。361ページに1億6,339万円ということで、新設は山王交番1カ所ということですが、他に平成元年以降、県内で要望が何カ所から上がっているのでしょうか。うち新設したのは、平成元年以降、何カ所になっており、あと何カ所の要望が残っているということになるのでしょうか。そして、さらに県警として事件、事故が多発しており、必要だとほぼ認められると考えているのは、その要望の中でおよそ何カ所なのか、どの地域なのか、あわせて一つ一つお答えください。

○委員長(鈴木 衛君) 田中地域課長。

○説明者(田中地域部参事官兼地域課長) 地域課長の田中でございます。

まず、平成元年以降に交番の設置要望があった地域は136カ所となります。そのうち新設されたのは25カ所、残りが111カ所となります。なお、交番の新設につきましては、事件、事故の発生状況、管内の人口、世帯数などの地域情勢を総合的に勘案し、その都度、必要性を精査をしております。28年度当初予算で交番の新設の要求したのは1カ所となります。

以上であります。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 111カ所、あと要望があるということなんですが、今お聞きしたように、その中でほぼ必要だと認められると、設置がですね、新設が必要だと認められるのは、111カ所全て必要だとお考えなのかどうか。そして、1カ所当たり平均すればどのぐらいの新設の予算がかかると、これ平均なんですけれども、見込んでおられるのでしょうか。

○委員長(鈴木 衛君) 田中地域課長。

○説明者(田中地域部参事官兼地域課長) 111カ所全部ではありません。複数の交番の中から、新設要望の中から、その都度、選定をしております。なお、交番の1カ所は土地代除いて約3,000万円ほどかかる予定であります。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 1カ所約3,000万円ということで、111カ所、今、平成元年以降あるんですけども、その中で、今回は山王が事件、事故が多発し、緊急だということで1カ所認めたわけなんですけれども、じゃあその後、残り111カ所について、私どもはやっぱり新年度予算でもっと予算化すべきではないかという角度から聞いてるわけなんですけれども、今後、計画を立てておられるのか。次に事件、事故が多発していて交番の設置が必要だというふうに計画をされているところは大体どれぐらいあって、どの地域なのかってことをお聞きしたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 田中地域課長。

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 今、候補に挙がってるのは3カ所ございます。そのうち1カ所を今回、要求をさせていただきました。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 何せ、あと3カ所が必要だと考えておられるっていうのがわかって、平均約3,000万っていうことですから、仮に新年度予算で盛り込んでも1億いかないわけなんですよね。盛り込むべきだと私は思うんですけども、この間、交番の数、どのように変わってきたのかということで、改めて伺いますが、平成18年、今から10年前は交番は何カ所ありましたか。平成28年度、新年度で何カ所になりますか、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 田中地域課長。

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） すいません。もう一度、何年前伺っているんでしょうか。

（三輪由美委員、「10年前、平成18年」と呼ぶ）

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 平成18年は237カ所になります。平成27年は234カ所になります。

（三輪由美委員、「28年は」と呼ぶ）

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） ことしの予定っていうことですか。

（三輪由美委員、「はい。平成28年」と呼ぶ）

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 28年は234カ所になります。今回設計だけですんで、まだできておりませんので、234です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 もう一度、すいません。確認します。平成18年は237カ所で、平成28年が234カ所の予定ということですよ。結局、新設、この間、10年間でされてきたんですけども、237引く234、マイナス3ということで、新設されたり廃止されたりということで、結局は新年度、1カ所ふやしてもマイナス3カ所だということなんですね。次に、予算なんですけれども、新年度は設置と改修含めて、これは設置と改修含めて1億6,339万円ですけれども、18年度の予算、19年度の予算と比較したいので、18年度、19年度の予算はどうでしたでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小泉会計課長。

○説明者（小泉総務部参事官兼会計課長） 会計課長の小泉です。

交番・駐在所整備事業に係る平成18年度の当初予算額が約2億7,700万円でありました。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 19年度は幾らですかとお聞きしました。19年度もあわせて。

○委員長（鈴木 衛君） 小泉会計課長。

○説明者（小泉総務部参事官兼会計課長） 会計課長の小泉です。

平成19年度当初予算額が約3億9,700万円であります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、19年度でいえば約4億円の予算措置がされていたんですけども、新年度は残念ながら1億6,000万円ということで約4割に減らしておられるっていうことですね。この間、10年間で廃止してきた交番っていう数はお答えできますでしょうか。この間、何カ所廃止をされてきたのかっていうのも、先ほどのところでお聞きしてないので、もし答えられればお聞きさせていただきます。

やはりこれ計画的に19年度と比べても4割減に新年度予算が減ってるんですけども、やはりこれぐらいは平成19年度並みにこの分野、予算ふやすべきではないでしょうか。いかがでしょうか。なぜそこまで、今度残り3カ所、緊急に3カ所が必要だというふうにおっしゃってるんですけど、今回、新年度予算に盛り込んでおられないんですが、なぜそのところは盛り込まなかったんでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 田中地域課長。

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） すいません。10年の数字は持ち合わせておりませんので、過去5年では8カ所の交番の建てかえを実施しております。改修ですね。

（三輪由美委員、「廃止を聞いたんですが」と呼ぶ）

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 改修までの数字は……。

（三輪由美委員、「いいです、じゃあ」と呼ぶ）

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 廃止ですか。

（三輪由美委員、「交番の廃止の数を聞いたんですが」と呼ぶ）

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 平成元年以降の交番の廃止は8カ所になります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 それで、8カ所廃止をしてきてトータルでマイナス3だということなんですが、なぜ新年度でその予算を、せめて私は19年度並みに盛り込んでいただきたかった。少なくとも3カ所必要だと言ってるから、あと1億ふやせば3カ所も交番ふやすことができたと思うんですが、なぜそうされなかったんでしょうか。すべきではないでしょうか、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 小泉会計課長。

○説明者（小泉総務部参事官兼会計課長） 会計課長の小泉です。

委員御指摘のとおり、交番駐在所の整備事業の重要性は十分認識しているところでありますが、

ちなみに過去10年間の交番駐在所の整備事業の平均予算額を調べましたところ、約1億7,400万円となっておりまして、今年度の交番駐在所の整備事業とそれほど差がないと。過去10年間の平均と比べますと、それほど差がない状況となっておりますので、御理解をいただきたいと思うところでございます。ただ、引き続き財政当局の御理解を得ながら、計画的な整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 次に、交番に警察官を配置されてるわけですが、新年度、28年度は県全体では、先ほど部長申し上げたように53人の警察官が増員になる予定というふうに計画だと聞いているんですが、交番には新たに何人の警察官をふやす計画でしょうか。それによって、28年度、交番に配置される警察官、県全体で何人になるのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 田中地域課長。

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 平成27年の交番の定員は1,704人です。28年度も1,704人で、交番の警察官の人数はふえておりません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、交番は1カ所ふえるんだけれども、配置する警官はふえないということですよ。53人、警察官増員になるんだけれども、ということは、やりくりで配置を変えということかと思うんですが、その新年度、28年度1,704人とのことですが、10年前、平成18年は何人の警察官を配置されていたのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 田中地域課長。

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 交番の新設にありましては、今回、設計を要求しただけであって、実際に交番ができるのは平成29年度となりますので、その時点で定員はふえるものと思っております。あと、平成23年の交番配置の定員については1,866人であります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 18年度は1,886人でよろしいですか。

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） すいません。平成18年は1,819人です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 18年度が1,819人で、28年度が1,704人ということで、115人、警察官の配置は、残念ながら交番への配置が減っております。ちょっと過去さかのぼって調べますと、3年前から比べると162人、この当時は習志野のストーカー事件などもあって、署に配置したということは聞いておりますけれども、3年前からすれば162人の正規の警察官が交番から減らされているということで、私は、例えば去年、ある県会議員のところに交番が空き交番になってると、あいた状態で交番にお巡りさんがいないというふうな通報があったということを知っているんですけども、もちろん県警としては空き交番は平成19年4月1日で全て解消したというふうに発表もされておりますが、しかし、やっぱり今でもこうした社会情勢や事件、事故多発する中で、まだあきがち

になるという、そういう厳しい状況もあるんじゃないですか。これ1点お聞きをしたいのと、もう1点は、少なくとも減らした警察官を交番に戻すような新年度の配置を、この10年間でいえば115人減っているわけですけれども、新年度の配置をそのようにやっぱり交番に配置していくというふうな考え方には至られないでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 田中地域課長。

○説明者（田中地域部参事官兼地域課長） 1点目、空き交番の関係であります。空き交番とは不在が常態化してるということでありまして、平成19年に全交番に交番相談員を配置したことをもって空き交番は解消されたものと認識しております。ただし、交番相談員のいない時間帯に交番勤務員が事件、事故への対応、あるいは子供への見守り活動、パトロール等の街頭活動により一時的に交番が不在になることはあり得ます。

○委員長（鈴木 衛君） 山本警務課長。

○説明者（山本警務部参事官兼警務課長） 警務課長の山本です。

交番に警察官の配置を戻すということに関してでございますが、交番に多くの警察官を配置するという事はパトロールの強化等につながりまして、ひったくりや街頭犯罪、交通事故を防止することとなるため、非常に有効であると考えております。しかしながら、限られた人員の中で最大限の警察力を発揮するということが求められておりまして、引き続き治安情勢の変化に応じた警察官の適正な配置に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 そうですね。交番で警察官のOBの方が頑張っているのは承知をしてるんですけども、しかし、やはり警察官でなければという権限もありますからね、もちろんね。今、答弁ありましたが、新年度減っている警察官というか、ほかのところで頑張っておられる警察官を交番に配置がえするというふうな答弁をなされませんでした。しかし、10年間で県警全体では警察官の定数がふえていますよね。新年度は、平成28年度は後の議案でも出てきますが、1万1,547人ということですが、平成18年度は何人の定数でしたでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 山本警務課長。

○説明者（山本警務部参事官兼警務課長） 平成18年度の定員は1万1,161人でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、28年度から差し引きますと、386人の警官の増員をしましたけれども、しかし、交番配置の警官は115人減らしているということで、やはり交番への警察官の大幅増置を求めるものであります。

次に、交通安全対策について伺いたいと思います。今回は信号機、横断歩道の予算に絞ってお伺します。

平成27年末、残念ながら交通事故死亡者数、交通事故の死者数が全国でも3番目に多いという県となっているわけで、大変残念です。警察官の方も頑張っていると思いますけれども、そうしたことも含めて、ぜひなくそうということで、交通安全施設の整備の予算について見

ましたら、366ページ、これ全体で見れば26億から26億9,586万円ということで、若干の増、1億の増にとどまっていると、私どもからすればですね。内訳聞きますと、26億の中で国の補助事業が16億9,526万円から、今年度16億9,000万から、新年度は19億3,444万円に国の補助事業のほうは2億3,918万円ふえていると。県単独のほうは9億473万円から新年度は7億6,141万円に減っているというふうに聞いているんですけれども、この数字、これでよろしいですか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 交通規制課長の杵渕でございます。

平成28年度の交通安全施設整備に係る予算につきましては、今、委員からお話がありましたとおり、県単事業で7億6,141万3,000円、補助事業で19億3,444万8,000円、両者合わせて26億9,586万1,000円でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、今年度から新年度にちょっと比較をしてみますと、国のほうは2億3,900万円ふやしたけれども、県単のほうは1億4,300万減らしているということの内訳になるわけなんですよね。じゃあ県民から要望の強い信号機、この新年度は新たに何基つける予定で、それに要する新年度予算は幾らでしょうか。60基、3億1,000万円ということでよろしいですか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 28年度の信号機新設予定数は60基、これに要する予算は3億1,000万円でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、さっき説明して、書いてあることを、また改めて聞くっていうのもどうかと思うんだよね。よく整理して質問してくださいよ。

三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、60基ということでありまして、だとしたら、この間、その前が80基、その前が90基ということで、県内から27年末で何件の要望が上がっていますか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 27年末現在における信号機設置要望の受理件数は987件でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 987件の要望のうち、少なくとも署が精査をして、必要だと、警察庁が作成した信号機設置の指針を満たしていると思われる場所は何基でしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 平成27年末現在の信号機新設要望987件のうち、警察庁が示しております信号機設置の指針を満たしているものについては186件でございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 1基信号機つけるのに、平均しておよそ幾らぐらいだと見込まれていますか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 信号機の設置の単価につきましては、その種類によりましてまちまちでございまして、中央制御方式の管制用の信号機ですと600万円、定周期式ですと430万円、押しボタン式ですと220万円ということで、一概にその値段を申し上げることはできません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 しかし、186の要望というか、署が緊急に必要だと考えてるのは186、そのうち60つけるということは、残りが120余りですね。これ予算化するに必要な金額っていうのは出せませんか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 現場をよく調査してみませんか、その場所場所で設置が必要な信号機の種類がわかりませんので、現時点でその金額を申し上げることはできません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 しかし、県単の補助費をこの間減らしておられますよね。28年度と26年度の県単の補助費を、これを比べてみますと、約2億6,000万円減らされているんですよ、県単のほうね。私は、今なかなか計算できないっておっしゃったけれども、仮に押しボタンなら、仮に300万円としましょう、そうしましたら126で約3億7,600万円になるんですね。もっとグレードの高いのだと、もちろん4億、5億、6億円となるんでしょうけれども、やはりこの間、ずっと県単、この近年、減らされてきてます。それを、やはり維持し続けていけば、今、署が必要だとおっしゃっている信号機の新たな設置ができたのではないかと思います。県単、この金額減らすのをやめて、もとにやっぱり戻していくと。少なくとも維持をしていく、あるいはちょっとずつでもふやしていく、そういうことが必要じゃないですか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 県単予算と補助事業の総額がここ10年、おおむね25億から26億で推移しておりまして、事業量といたしましては、補助事業と県単事業では同水準を維持しております。したがって、県単を減らしたから事業ができないんじゃないかという議論ではないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ぜひ昨年末もたくさん死亡事故があり、昨年で言えば、死亡事故統計の問題もありましたよね。やはり、じゃあ新年度はということで、もうかなり予算的にもふやして下さるんだろうなと期待をしていたもんですから、そういう点でいうと、やはり今の答弁では納得できないものがあります。

この問題であと少し、高齢者の死亡事故をなくすための交通安全対策っていうことで、全国で

も高齢者感応式信号機の設置、整備促進ということが警察白書なども見ますとうたわれております。千葉県でも高齢者の死亡事故が全体の約半分ぐらいだと聞いておりますので、この新年度予算で高齢者感応式信号機などの整備、どのように反映されてますか。ふえてんのか、減ってんのか。それから、何か聞くところによると3種類あると。白い箱の高齢者信号、それからペンダントっていうんですか、それから白いつえ、このあたりの現状、県内でどうなっているのかもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渚交通規制課長。

○説明者（杵渚交通規制課長） 専用の押しボタンを押せば横断時間が長くなる高齢者等感応式信号機につきましては、本年2月までに県内に234カ所整備しております。高齢者感応式信号機の整備につきましては、県民からの要望等踏まえまして、高齢者や身体障害者等の利用実態や交通状況等を総合的に勘案しまして整備していくこととしておりまして、新年度予算で何基ということは計画をしておりません。ただし、信号機のLED化や感応化、あるいは今申し上げました高齢者感応式信号機の整備などについては、信号機改良を行うための予算として、補助事業で8億6,800万円を確保しており、その中で対応していく予定でございます。

なお、また先ほどの質問ですが、ペンダント型、つえ型、あるいは白いボックスの押しボタン箱の整備状況とのことですが、ペンダントやつえの整備というのは、バリアフリー法を受けてそれぞれの自治体で整備することとしておりますので、その整備数について、こちらで把握はしておりません。なお、押しボタン型の白い箱のものについては、234カ所全てに設置をしているところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ぜひ他県の先進事例などにも学んで、市町村でやってるから、ちょっとこちらとしてはつかんでないとか、そういうことではなくて、やっていただきたいし、白いつえは千葉県内ではないというふうにも聞いているので、違うんだったら違うということによっていただければいいんですけども、今後しっかりとその分野、きっちり注視をして予算化をしていただきたいと思います。

それから、この安全対策で最後ですが、横断歩道の問題なんですが、実は昨年、常任委員会でも言いましたけれども、消えた横断歩道ということで、本来あるべき横断歩道が消えているということ指摘をしたところ、やはり課長の答弁で、予算の問題とかチェック体制が厳しいという答弁が出ております。ちょっとそういうことですのでお聞きしたいんですが、平成27年度は横断歩道の予算は4,802万円、うち補修費が約1,600万円と聞いております。28年度はいかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渚交通規制課長。

○説明者（杵渚交通規制課長） 平成28年度における横断歩道の補修に係る予算は27年度と同規模で1,600万円であります。ただ、このほかに特に激しい消耗の道路標示等の補修のための予算と



いたしまして、前年度を1,500万円上回る1億3,500万円を確保しております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 次に、最後、警備にかかわりお聞きいたしますが、「みどりの愛護」に伴う予算関係なんですが、総トータルで8,520万円という、これは新年度予算で8,520万円、そして、27年度、今年度は2,330万円というふうにお伺いをしておりますが、総トータルすると1億を超えるお金がかけられていくということなんですけれども、もちろん警備は必要なことは承知をしてるわけなんですけど、かなり高額な予算措置になっております。このうち、全部これは県の負担なんですか。そもそもこの「みどりの愛護」の主催、国の負担などもあるのではないかとこの1億何がしかの予算、このうち国は幾ら負担をなさるのか、国と県ということで財政負担のルールはあるのか、それから、他県でもやはりこのような金額で警備をされていられているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 小泉会計課長。

○説明者（小泉総務部参事官兼会計課長） 会計課長の小泉です。

国費と県費の負担区分ということでありますが、警衛及び警備に要する経費につきましては、警察法第37条第1項第7号、同施行令第2条第7号によりまして、必要な経費を国費が支弁するものとなっているところであります。ただ、今回の「みどりの愛護」につきましては、まだ国費が幾らというものがありませんので、県費で必要な額を措置してもらおうということになります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 藤澤公安第一課長。

○説明者（藤澤警備部参事官兼公安第一課長） 公安第一課長の藤澤でございます。

他県の警備経費ということですが、他県のことであり、本県としては承知しておりません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 先に県が出して、そして必要な経費について国が負担をするという答弁だったんですけども、それとあと、他県についても承知してないということなんですけど、ここはやはり皆さんの税金ですから、大体今まで他県でも国の負担割合これぐらいだったとか、そういったことを、やはりおっしゃってもいいんじゃないかと思うんですがね。国の負担、例えば半々なのか、5・5なのか、6・4なのか、8・2なのか、県警としてはどのように要望されるというのか、お考えなんですか。

○委員長（鈴木 衛君） 藤澤公安第一課長。

○説明者（藤澤警備部参事官兼公安第一課長） 公安第一課長の藤澤です。

警衛の経費については、繰り返すようですが、警察法に規定がございます。必要な警備体制を整えるために県費で負担をせざるを得ない状況も考えられるところでありますけれども、

県警としては必要経費について警察庁に要求していくと、このような形になると考えられます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これ以上やってもお答えにならないような感じですが、やはりちょっと警備の予算のほうが、例えばことしやられます県道整備の予算よりも大きかったわけですね。だからどうということはないんです、警備はもちろん必要なんで。しかし、その内訳もいただきましたけれども、8,520万円の内訳、いろいろ書いてあります。約何万円、約ってということで、全てにこの約っていうのをつけていただいて、これもちょっと違和感がありました。やはりきっちり税金のチェックですから、国が出そうと、県が出そうと、きっちりこの充実もしていただいて、改めてこれ、約ではなく出していただきたいと思います。

（「このみどりのこれが終わらないと、きちんとしたもの出せない。その前から出すってことは、約、約で出してんだから」と呼ぶ者あり）

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 しかし、27年度も約ってなってるんですね。ですので、きちっと出していただきたいということを改めて要求いたしますが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 藤澤公安第一課長。

○説明者（藤澤警備部参事官兼公安第一課長） 額の内訳の総額につきまして、約をつけましたのは、わかりやすく表示するためでありまして、その以下の万、千、円までの額が必要だということになるかと思うんですけども、例えば何の費用……

（三輪由美委員、「今ここで全部言ってもらわなくていい。いいです、後でいただければ。後でください」と呼ぶ）

○委員長（鈴木 衛君）

三輪委員。

○三輪由美委員 最後に、成田空港の警備隊1,500人ということで、今回、新年度予算にも計上されております。3億円ふえておりますが、この理由と、このうち新年度、県費負担額の見込みってということでは、多分答弁していただけないのかなと思うんですが、じゃあなぜ3億円ふやしたのかということでの答弁をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 山本警務課長。

○説明者（山本警務部参事官兼警務課長） 警務課長の山本です。

空港警備隊費の空港警備隊の人員費につきましては、平成28年度当初予算額は前年度と比較し、約3億6,800万円ふえておりますが、この主な要因としましては、平成27年人事委員会勧告に伴う給与改定の影響によるものでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 給与改定ということで、それはいいわけなんですけど、26年度の県費負担額が13億6,330万円ということになっております。27年、決算まだですからわかりませんが、10億を超え

る負担。28年度もさらに負担ということで、昭和53年から26年度まで総トータルをいたしましても471億2,161万7,000円ということで、巨額を県のほうで県費負担額ですけども、なっております。先ほど「みどりの愛護」の問題で国との関係っていうのもありましたけど、この成田空港の警備隊の分野でも、県警も要望されてるといことなんですけども、国にしっかりと負担をしていただきたいといことなんですが、この点もあわせて再度、新年度もしっかり国に負担をしていただくよう要望していただきたいといことを申し述べて、質疑を終わります。

---

### 議案第76号関係

○委員長（鈴木 衛君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第76号の討論を行います。討論はありませんか。

三輪委員。

○三輪由美委員 討論行います。

一概に警察官の増員に私ども反対するものではありません。しかし、1号議案でも指摘をしたように、まず第1に、この10年間だけでも386名の増員が進められてまいりましたけれども、警部以上が約8割ですね。県民から要望の高い交番への警察官の配置は115人も減らされております。これは、やはりもとに戻して交番に配置すべきです。

第2に、部門ごとで見ましても、生活安全や地域とか交通部門よりも警備部門優先の偏在した人員配置となっているのではないかと云々を言えません。住民生活と密着した部分に、より厚い人員配置に転換すべきではないでしょうか。

しかも、第3に、警察白書、これは平成27年版の警察白書など見ますと、「公安情勢と諸対策」とありまして、4番目の項目のところに「日本共産党等の動向」という大きなタイトルもありまして、1「日本共産党の動向」、2「日本民主青年同盟の動向」として1ページにわたり記載がされております。次に大きな5番目として、警察白書の中で「大衆運動の動向」、その内容は原発再稼働反対の抗議行動でありますとか、集団的自衛権をめぐる反対のデモ集会、沖縄基地反対運動、そして、さらに雇用問題における、いわゆる全労連、全国労働組合総連合などの集会、デモの動向などが記載されております。警察によって日本共産党や民主同盟、いわゆる民主的な運動などが、あるいは労働組合運動などが監視等の対象とされており、これは千葉県でも例外ではありません。これは、やはり憲法でうたわれている思想及び良心の自由、信条の自由、そして集会、結社の自由、憲法の立場に触れるものと言わざるを得ません。警察は政治的に中立であるという立場だと理解をしておりますけれども、そういう立場に立てばどうなのか問われるところです。

以上、3点を指摘いたしまして、本議案に反対いたします。

---

### その他

○三輪由美委員 2つ伺います。1つは、千葉県警察内部通報処理要綱の改定についてです。

昨年、交通死亡事故統計問題の教訓から、警察内部でも物が言えないとか、自浄能力が十分に

発揮できないような状況では困るということで、この要綱の問題を取り上げてきました。法令違反やその疑いのみならず、もっと広い意味でコンプライアンスの問題、チェックできるようにということで、昨年12月議会で私が言ったところ、本年度中に改正進めたいと答弁されていたので、どうなったかお答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 古川監察官室長。

○説明者（古川警務部参事官兼監察官室長） 監察官室長の古川でございます。

千葉県警察内部通報処理要綱につきましては、2月26日付で改正をいたしました。内容ですが、要綱の用語の定義を一部改正いたしまして、地方公務員法、その他内部規定に違反する行為、またはその疑いのある事案についても内部通報の対象とすることを明記したところであります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 法令違反のみならず、今御答弁いただいたように千葉県の警察職員についての、そういう地方公務員法その他内部規定に違反する行為ということで、対象を広げて改定をしていた。2月26日ということで、約束どおり改定をしていただいたということがわかりました。警察官にはどのようにこの内容を周知をされたのか。改定まだ先日ですから、改定以降何か通報なりがあったのか。そもそも内部処理要綱に基づく通報っていうのはどれぐらいこれまであったのかっていうことをあわせてお答えいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 古川監察官室長。

○説明者（古川警務部参事官兼監察官室長） 職員への通知でありますけれども、要綱の改正につきまして、千葉県警察報へ掲載したほか、職員向けのポータルサイト内の内部通報を案内しているページに改正後の通報対象行為を掲載して、職員への周知を図ったところであります。また、監察官室長から各所属長宛てに文書を発出し、適切な対応と改正の趣旨及び内容を職員へ周知徹底するよう通知したところであります。一部改正後に新たな通報は受けておりません。制度を運用した平成19年1月以降、これまでには3件の通報を受理しております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ぜひ警察官全員によく周知をしていただいて、風通しのよい県警ということで頑張っていたきたいと思います。

次に、2番目です。パチンコ店の出店問題に関連してちょっと相談受けたりして、これに関連して、まず1つ目、風営法の目的は何で、パチンコ店はなぜ風営法の対象になっているのか、ちょっとそもそも論のところでは恐縮なんですけれども、簡潔にお答えいただきたいと思います。1点目。

2点目は、国よりも県の条例は厳しいものだと聞いているんですけれども、千葉県の条例の場合、国の法律とどこがより厳しくなっているのか。同じか厳しいか、緩やかかってことはないと思うんですけれども、その内容について教えていただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 風俗保安課長の横山です。

風営法の目的でございますけども、風営法の目的第1条には、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗特殊関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的」としております。委員のお話のございましたパチンコ店につきましては、風俗営業と規定されておりますので、営業時間ですとか営業区域などを規制されておるところでございます。

2点目の法律と条例の関係でございますけども、そもそもパチンコ店を営もうとするときは公安委員会の許可が必要となりますけども、その手続としては、許可の申請について、法律、風営法の第4条の許可の基準というものがございます。これによりまして人的欠格事由ですとか物的欠格事由ですとか営業制限区域が定められております。このうちの営業制限地域の指定につきまして、政令では第6条の基準がございまして、それを受けまして条例の5条で千葉県の規定しておることになります。

○委員長（鈴木 衛君） 横山課長、三輪委員が国と県との重さがどうなのかっていうお尋ねがありましたけど、その辺はちょっと説明をしてください。

○説明者（横山風俗保安課長） 県の実情に応じて、例えば風俗営業の基準で用途地域と保護対象施設というものがございます。それぞれ県の実情において、例えば千葉県ですと第一種地域とか第二種地域とかその他の地域というふうに分けられておまして、次に保護対象施設ですけども、これも学校ですとか病院とかいろいろございまして、他県によって若干規制が異なるようなところすとか距離が異なるところはございまして、著しく他県と異なるというふうにはなっておりません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 すいません。そもものところからお聞きして恐縮なんですけど、じゃあ、県では学校から何メートル、国、県と並べていいんでしょうか。学校から何メートルのところはつくっちゃだめよとか、病院から何メートルのところではつくっちゃだめよという、そのルールはどうなっているのか教えてください。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 学校でございますけども、学校は大学を除く幼稚園ですとか小中高校などからの距離的な基準は、第二種地域というのは、これは商業地域でございますけども、ここからは70メートル、その他の地域では100メートルとなっております、病院でございますけども、第二種地域では50メートル、その他の地域では70メートルの以内が営業制限地域となっております。ちなみに、第一種の住居系の地域は、そもそもパチンコなどを含めて風俗営業が営業できないというふうになっております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、今50メートル、70メートル、第二種について、病院は説明がありました。それは国で決めてる法律と県の条例、このメートルは同じだということによろしいでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 風俗保安課長、横山です。

距離の関係につきましては、法律では規定はございませんで、条例で具体的に距離を定めているところがございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 他県によって若干その違いがあるということがありましたが、千葉県の今お決めているメートルよりも厳しい規定をつくっている県っていうのはあるんでしょうか。あればどの県か教えてください。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 場所的基準につきましては、政令で定められた範囲内で、各県とも条例で規定していると思われませんが、具体的な他県の条例の規定は承知しておりません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 なぜこういうことをお聞きしてるかっていうことなんですが、先ほど住居地域については風俗営業であるパチンコ店は出店はできないということでありましたけれども、実際、都市部ですと、住居と商業地域がもう大変近いといいますか、若い子育て世代が住むマンションが林立する、それから、病院から約100メートルでありますとか、それからパチンコ店出店予定地の真ん前が通学路。もうかなり小中学校が通学で利用している。あるいは消防局、救急車が近くにあるとか、大きな病院が2つ、3つとあると。大型店もいっぱいあるというようなところで、このパチンコ店が出店をする計画が出たときに、やはり住民の側としては、一体この渋滞だとか、これはパチンコですから風俗、青少年の問題っていうことで非常に不安の声も出るのも私は当然かなというふうに思うんですが、じゃあ千葉県警さんの今決められてる条例やルールの中で、こうした住民から不安の声、あるいは自治体から意見が出たら、これどういうふうなシステムで酌み上げることになるんでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 住民に知らせるか、どのように意見を酌み上げるかということでございますけれども、例えばパチンコ店の申請につきましては、法令などで第三者に公表する旨の規定はございません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ですので、法令では規定はないんですけども、住民からそうやって意見を酌み上げる、あるいは自治体からそうした意見が来た場合に、千葉県警としてはどのような対応され

るんでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 先ほども申し上げましたですけども、風営法並びに関係法令に基づいて許可の判断をするのであって、住民の意見は許可の基準には規定されていないということになります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 風営法の目的が青少年の健全な育成を阻むものを防止すると、一言で言っちゃえばね。そういう法。この法にのっとして許可をされていくと。許可か不許可かってこと決めていかれるわけですから、やはり住民の側から青少年健全育成にとってどうなのか、あるいは救急車や渋滞などについてどうなのかという声があったら、やはり千葉県警としても聞いていただきたいと。大店舗法などは意見聴取をしたり説明会を、これは事業者に義務づけたりとかいうことがあります。しかし、風営法はないという状況の中で、これは県民のぜひ不安などを聞いていただきたい、そして慎重に判断をしていただきたいということを強く要望して、終わります。

---

#### 議案第1号関係

○三輪由美委員 151ページの野生鳥獣総合対策事業について伺います。

平成27年決算審査において要望事項というところで、鳥類による被害や都市部における生活環境被害等を踏まえ、有害鳥獣対策の取り組みの充実を図るべきであるということで、正式に決算審査の要望事項として上がっております。私も住宅におけるハクビシン被害などについて予算化を求めてまいりましたが、新年度予算にどう反映されているのかお聞かせください。

○委員長（鈴木 衛君） 伊藤自然保護課長。

○説明者（伊藤自然保護課長） まだ検討中ございまして、新年度予算には反映されてございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 東京都ではアライグマ・ハクビシン防除実施計画ということで、このように述べてますね。外来種であるハクビシンによる生活環境被害が区部——都市部ですね——でも多数発生していると。このため、特定外来生物に指定されているアライグマだけでなく、ハクビシンについても被害防止の観点から看過することはできないということで、昨年、日本経済新聞などでもE型肝炎など感染症の媒体になる。昨年11月、毎日新聞でも、酪農学園大学の調査では、「関東地方や京都府内で捕獲した約半数からE型肝炎ウイルスが見つかった」と記述があります。ぜひ実態調査、正式に実態調査ぐらいの予算ぐらいはつけていただきたいんですが。もちろん農村部、これを削って都市部に回せと、そういう話では全然ないんですよ。いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 伊藤自然保護課長。

○説明者（伊藤自然保護課長） 私ども、制度化に向けて検討しておりまして、まず1つが他県

の先進事例があるかどうかという調査をしてございます。関東近県をまず調査したところ、東京都から、今、委員おっしゃったとおりの制度がございまして。東京都以外にも都市部を抱えている千葉県類似の府県等に今後調査もして、なるべく多くの先進事例を集めたいというふうに考えております。また、住民と接しております市町村の意向を確認するということがあわせて重要であると考えておりました、今後、その市町村の意向も調査をしまして、こういった結果も踏まえまして検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 他県も大事、市町村の動向も大事ですが、やはり肝心の千葉県の実態がどうかということから出発していただいて、既に都市部の市町村で捕獲を取り組んでいることは、もう周知の事実ですので、やはりそういう点を重ねて、市町村待ちにならずに県が、県の環境行政がリードをして促すべきだということを重ねて要求しときます。

次に、157ページ、消費者行政の推進についてですが、今御説明ありましたので重複避けませんが、県の消費者センター、これですね「暮らしやすさいちばんのちば」のためについてということで、今度、生活安全課が暮らし安全課に変わるってということでね。知事も「暮らし満足度日本一」ってということですので、私はやっぱりこの県消費者センター、ここの充実が非常に大事だと思っております。相談件数ふえてるんですが、県のセンターがとってる、受けてる相談件数は若干微減だということで、新年度予算で県のセンターに職員何人になさる予定でしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝生活安全課長。

○説明者（野溝生活安全課長） 最終的な配置については、すいません。まだはっきりわかりませんが、今年度におきましては正規職員6名、それから消費生活相談員が20名という体制でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ふやすかどうかは今のところはわからない。今のところだと現状維持という形になってしまうんですが、先ほど他県という話もあります、ハクビシンの問題でも、埼玉県、神奈川県では何人の正規職員をセンターに配置してるか御存じでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝生活安全課長。

○説明者（野溝生活安全課長） 埼玉県につきましては、本課で16名、それから消費者センター本所と消費者センターに支所がございまして、合わせて30名の体制となっておると聞いております。それから、神奈川県は消費者センターのような出先機関が本課の機能を持っているようでございまして、33名の体制というように聞いてございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、千葉県は今年度6名、新年度もこのままだと6名かもしれない。かつて8名いて、8、7、6名と来てるんですが、一方神奈川県は、県の人口、千葉の1.5倍弱ですから、仮に千葉と同程度なら9名程度なんですけども33名、埼玉県が1.1倍の人口ですから、千葉と同程度なら7名ですけれども、30名ということで、そうなると、どうなってくるかという



と、やはり消費者行政などに積極的に、例えば埼玉ですと4つ、中央とあと3カ所あって4カ所あるんですけれども、相談員の方とタイアップしながらやることができる。神奈川でも2つの相談グループに分けて、正規の職員と相談員、それからそのほかは管理、教育、行政指導という形なんです。千葉の場合、6名と20名ですから、もう本当に市町村の行政回るのは、もう非常勤の相談員にお任せして、6名はもうセンターの管理というふうな形になって、これからの、やはり消費者行政、もう名前も変わる、「くらし」というふうなことで充実させるということなんです。仮に今6人を、せめて10名台、2桁台にする。4人ふやすとして人件費はおおむね幾らぐらい必要だと試算されましようか。

それから、その消費者センターでテストがやってはおられるんですけれども、ちょっと調べますと千葉が22件、埼玉46件、神奈川66件ということで、商品テストもこれから消費者庁のいろいろみてますとね。テストも一定自前でできるようになって、業者などについてもいろいろ言って勧告していくというか、そういう機能も必要だと思うんですけれども、この新年度予算で商品テストなど、ここの分野を充実させるような人と機器、そうしたものをふやすような予算化はあるんでしょうか、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 富塚課長。

○説明者（富塚環境政策課長） 環境政策課です。

御質問の中の職員数を6人から10人にふやした場合の人件費というのは、人の配置等もございまして、その職員の職階とかもありますので、ここで計算を申し上げることはできません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝生活安全課長。

○説明者（野溝生活安全課長） 先ほど委員から御質問いただいた際に、消費者センターの体制ということでございましたので、千葉県消費者センターの状況を正規職員6名、相談員20名と申し上げましたが、それ以外に本課として、私ども生活安全課の中に消費者安全推進室という部署がございまして、その職員が14名いて、そこで企画ですとか啓発ですとか、それから悪質事業者の事業者指導ですとか、そういった業務を担っておりますので、神奈川、埼玉、それぞれ組織体制や所掌事務が異なりますので、一概に申し上げられないというのが正直なところでございます。

それから、テスト機器、新規の機器の整備の見込みということでございますが、現在のところ、新規の整備予定はございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 今、職員の話ありましたけれども、しかし、やっぱり少ないんですよ。というのと、あと神奈川、埼玉、これはまた、さらに私も勉強しますが、職員と相談員は一体となって、センターでそれぞれやってるという、これもある意味有効な、非常に効果的なことではないかというふうにも思うわけですので、あえて取り上げさせていただきましたので、頑張ってくださいと思います。

あと4人ふやしたらというところで計算できないって話なんですけども、私が言いたかったのは、やっぱりせめてそれぐらい必要だろうと、センターの機能としてということを申し上げたかったんです。

次に、ニューフィル千葉、159ページですけれども、これ山下音楽監督が4月から就任されるということで、31周年を迎えるニューフィルオーケストラ千葉、議連でも私どもも会員ですので、応援をしたい。山下さんは有名や巨匠カラヤンの最後の弟子と言われているすばらしい音楽監督を迎えて、さて、新年度予算はこのニューフィル関係、本年度は幾らで、新年度は幾らでしょうか。

それから、肝心かなめの楽団員、すばらしい演奏を我々にも聞かせていただいている、県民や子供たちが本当に期待をしている楽団員の月収——年収でもいいですね。どういう状況でありましょうか。請負や雇用ですか、分かれていますかと思うんですけれども、そこの方たちは、この新年度予算でどうなんでしょうか。アップされるような見込みが、これ見込まれるんでしょうか、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉に関連する予算は27年度が6,909万5,000円で、来年度、28年度当初予算額は6,834万2,000円でございます。

それと、雇用の関係でございますが、ニューフィル千葉の楽団員の雇用契約者が10名、請負契約者が15名という状況になっております。その方々の年収につきましては、26年の実績で申し上げますと、雇用の楽団員が211万2,000円、請負の楽団員が112万3,000円でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 残念ながら、新年度予算、ニューフィル、予算、今年度から新年度にかけて若干下がってる。これは事務局の人件費の関係で若干の減なんですけれども、仕組み上、制度上、新たな支援がされたということでは全然ないし、本当にこの11年間、予算比較してみますと3番目の低さなんです。本当にカラヤン最後の弟子の山下先生を迎えて、これでいいのかということが私としては非常に残念ですし、今御答弁ありましたように、年収112万円ということは、10万いかないんですよね。月額にすると9万幾ら。同じ演奏、同じパートで同じ楽器をすばらしい演奏していても、雇用の待遇に差がある。差があるっていても低いところで、大変少ないところでの差なんですけれども、改善したほうがよいという認識はあるんでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 雇用と請負の関係につきましては、ニューフィル千葉におきましては、平成25年度に累積債務を解消したといっても、この年に1,000万という大口の寄附がございまして、それにより累積債務を解消したという経緯がございまして、単年度で見ますと、25年度、26年度もまだ単年度では赤字決算というような状況になっております。そういった中でニューフィル千葉におきましては、やはりニューフィルとしては大きな課題として捉えていると

ころでございますが、待遇の改善につきましては、経営の影響なども勘案し、慎重に対応する必要があると考えているところでございます。県といたしましては、こうした方々の待遇を改善するには、経営の改善もありますけども、また、演奏の機会をふやしていくことが大切と考えているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり単年度では赤字かもしれないけれども、今、収支が改善をして、それは、これだけ楽団員の方の給与も落としてきたし、いわば楽団員の我慢というか、もうニューフィルのためなら、存続のためならということで人件費も落としてきた。1,000万円の寄附があったからだけじゃないんですよね。そういう楽団員の苦勞、そういう我慢して頑張っておられる、そこが今ここまで来てるわけなんですので、そこはやはり結局、不協和音にならないように、同じ楽団で、同じすばらしい演奏をしているのに。音楽鑑賞教室、若干ふえてるんですけども、これ制度上の新たな変更はないですよ。私どもは、例えば小中学校で県が3分の1出す、市町村教育委員会が3分の2事実上出していると。本当は保護者が3分の1なんですけど、それ負担させられないから市町村が3分の2出してますよね。県が3分の1。これを県が2分の1、市町村が2分の1っていうことで、もし県が2分の1に引き上げた場合、新年度予算で、そうした場合、あと幾ら盛り込まなきゃならないのでしょうか。必要な所要額、金額についてお答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 平成28年度当初予算案で試算いたしますと、約700万の増額となります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり700万円ぐらいでできると。もちろんこれ制度を変えると、また広がってふえていきますけれども、そうしたことが必要だと。子供の貧困云々かんぬんという問題もありますから、ということを私はぜひ要求したいと思います。

大気保全課については2つ。羽田空港の騒音問題ですが、冬、市川—市川しか測定局ありませんから、私ども松戸の高塚とか秋山とか、あのあたりの方からも、この騒音の問題がありまして、一昨年、2度、市が説明会に来てくださるというような事態になっております。松戸市にも、やはり県の、本当は国にしていきたいんですけども、測定局を設置していただきたいという、これ県民の要望なんですけど、新年度予算にはそうしたものはあるでしょうか。そして、今後、羽田空港離発着、どれぐらいまで増便になるのか。その増便になった場合の環境の騒音被害状況について、環境生活部としてどう把握されてるのかお聞かせください。

それから、同じく大気保全課になろうかと思いますが、アスベストの飛散防止、これは解体工事に伴ってアスベストの飛散防止対策をとっておられる県が立入検査を市原などに、今4人体制で年2回、立入検査を行っておられると聞きましたけれども、今後、これ解体工事がふえると、国のほうでそうした動向が発表されてるようですね。建築物の解体件数の今後の推移、見通しについて、いつごろピーク時になって、何件ぐらいにおよそなっていくのか。私としては、やはり

この環境生活部のこの分野の人の配置を、今後、新年度も含めてふやしていくべきではないかという観点からお聞きをいたします。よろしくをお願いします。

○委員長（鈴木 衛君） 工藤大気保全課長。

○説明者（工藤大気保全課長） では、まず1点目、航空機騒音の関係でございますけれども、松戸市で県が騒音調査をやるべきではないかということですが、松戸市内よりも飛行高度が低い市川市において、国及び市川市が固定測定局による常時監視を行っており、また、松戸市において国が短期調査を行っていることから、県としては、その調査結果のほうを推移を見守っていきたいと考えております。

将来的に増便どのぐらいになるのか、そのときの影響はどのように考えているのかということについては、今の時点では持ち合わせている情報がございませんので、はかりかねるところでございます。

では、次にアスベストに移らせていただきます。今後の国の推計における解体作業の件数のお話でございますが、国の推計によりますと、今後、順次増加しまして、平成40年前後には平成21年現在の約2倍の件数に増加するという推計を出してございます。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 次に、再生可能エネルギー、152ページの導入推進基金ですけれども、9億7,344万8,000円が減額になり、この基金については約1億近く使い切れなかったということ、非常に残念であります。これにかわる県独自の再生可能エネルギーのこうした検討、予算措置、これはされていないということなんですが、やはり何らかの予算措置、このところすべきだったのではないのでしょうか。9億7,000万円のこれによって実績があったと思うんですね。市町村からも要望があって実績が上がってると思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 櫻井循環型社会推進課長。

○説明者（櫻井循環型社会推進課長） この基金事業、3年間やらせていただきまして、市町村施設で28市町村、61施設、県の施設で5施設が整備されたところでございます。今年度でこの基金事業、期間が終了するわけでございますけれども、市町村からの要望を伺い、災害時の拠点としての重要性といったこと、また、地域防災計画における位置づけといったことも勘案しながら、これまで事業を実施してきたものでございまして、所期の目的は一定程度達成したものと考えております。今後はこれまでの導入事例といったものを市町村に情報提供を行う予定でございます。これらも参考にいただきながら、市町村がそれぞれの事業計画に基づいて再生可能エネルギーの導入に取り組んでいただきたいと考えております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 県独自で予算化はされなかったということ。しかし、実績もあるということで、例えば新年度、小中学校の施設をつくるとか、さまざまなことがこれからもあるでしょう。やはり県としても予算化をすべきであったということを上申して、質疑を終わります。

---

### 議案第69号関係

○三輪由美委員 相談員が国家資格に今後なるってということなんですけれども、やはり千葉県の場合、今おられる相談員の方たちにも、これはみなし措置ということでやっていけるってということで頑張っていたいただきながら、将来的には新たに資格も取得した県職員の相談員配置も目指すべきだと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

それから、消費者センターは各都道府県に設置義務があると聞きましたが、国では職員の配置基準というものはあるんでしょうか。もしないなら、やはりつくるように県からも求めて、国からの財政的な支援を県としても要望すべきと考えるわけですけれども、いかがでしょうか。

この2点です。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝生活安全課長。

○説明者（野溝生活安全課長） まず、1点目の消費生活相談員の非常勤職員から正規職員に変える考えはあるかということですが、現在のところは条例を改正しましたとおり、相談員の処遇等をしっかり確保するというで条例を改正しておりますので、その形で進めてまいりたいと考えております。

それから、配置基準につきましてでございますが、特に配置基準はございません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 誤解のないように、私は非常勤から正職員に転換しろと言ったんじゃないくて、非常勤の方に頑張っていたいただきながら、なおかつ正職員の方も配置するというようなことで充実を求めて質問してますので、ちょっと私の意図が違って繰り返されたので、そこはきちっと認識をしていただきたいと思います。国に配置基準ないということですので、ぜひ国にもつくらせて、財政的な国の支援、バックアップも受けるようにするように、私としても強く求めておきます。

質疑終わります。

---

### 議案第77号関係

○委員長（鈴木 衛君） 議案第77号は、議案第1号及び議案第25号と同様に警察本部も関係するため、警察本部長同席の上で討論、採決を行います。

それでは、議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

三輪委員。

○三輪由美委員 信号機の設置についても、3年前と比べて90カ所から60カ所に減り、予算も4.2億、4億2,000万円から3億1,000万円にということです。ぜひ交番の問題、信号機設置の問題を強く求めて、空港警備隊の人員費、これ国の負担を本当にしっかりしていただくってというような

観点から、他の部局でも反対がありますので、1号には反対をいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 次に、議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

三輪委員。

○三輪由美委員 環境のところですね。自然エネルギー、再生可能エネルギーなど、1号でも述べたわけですが、そうした補正すべきものが十分に補正されていないということ、他の部局でも補正すべきものが補正されていないという観点から、25号に反対をいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 次に、議案第77号の討論を行います。討論はありませんか。

三輪委員。

○三輪由美委員 「義務教育学校」という文言なんですが、教育的な観点から、そのものに問題を含むものがありまして、賛成できないという立場から反対いたします。

---

### 石炭火力発電容認方針の撤回を求める意見書（案）関係

○三輪由美委員 私ども提出させていただきましたけれども、県環境生活部がこの石炭火力発電の建設の問題で、環境生活部としてかかわっておられることがあると思いますが、その状況について、特にこの新設計画というところについて、今どのような案件を扱っておられるのか、それから、県民の皆さんから説明会等で意見が寄せられている状況をお聞かせいただけませんか。

○委員長（鈴木 衛君） 富塚課長。

○説明者（富塚環境政策課長） 環境政策課です。

県内では、市原市と袖ヶ浦市、それぞれ1事業者ずつ2件の石炭火力発電所の新設計画について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続が進められております。いずれの事業者も環境影響評価の初めの段階である計画段階環境配慮書というものが国と県に提出されまして、それに対しまして、県は法に基づきまして関係市長の意見を踏まえまして、事業者に対し、また、国に対し環境の保全の見地から知事としての意見を提出しております。その後、それらを踏まえまして、事業者のほうで次のステップである環境影響評価方法書というものをつくりまして、それを住民に対して縦覧するという手続、そして、今まさにその縦覧が終わって住民からの意見の提出を受けているという状況でございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 中身については、ですから今、受けている最中なので、その内容についてはここでは答弁できないということですのでよろしいですかね、そういう理解で。

○委員長（鈴木 衛君） 富塚課長。

○説明者（富塚環境政策課長） 大変失礼いたしました。先ほどの御質問で、住民からの意見の内容ということでございました。今、方法書については、まさに委員おっしゃったとおり受け付け中で、こちらには、これは事業者のほうに意見が出されるものですから、県のほうでは今わか

りません。配慮書という前のステップの段階では、袖ヶ浦については3通の意見、また、市原については1件の意見が出ておまして、意見の主な内容としては、排水による東京湾の動植物への影響ですとか、それから大気への排気、それから温室効果ガスの排出等についての御意見が出ております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 この意見書にも述べてますように、世界では地球温暖化を迎えるために、石炭火力からの撤退ということが大きな流れになっている。アメリカは規制をする、イギリスでは2025年には既存の石炭火力を撤廃するとの方向が打ち出されておりますが、しかし、日本の国においては、こうした方向とは逆行するような動きにもなりかねないということで、今こそ全会派の皆さんの御賛同を得て、千葉県も大きく関係いたします石炭火力発電容認方針の撤回を求めているということをお願い申し上げます。

---

#### 諸般の報告・その他の関係

○三輪由美委員 まず、青少年女性会館について2点お伺いしたいと思います。行革のほうで廃止の対象になっているということを知って非常に残念に思いました。この間、何年間ですかね、設置以来、今も含めてどのような重要な役割を果たしてきたのか、どのような実績があるのかということを知りたい。

2点目に、耐震が不十分だということですね。それは建物ですから、そういうこともありましょう。課として、例えばあの場所か、あるいは他の場所かわかりませんが、やっぱり会館、建物が青少年の施策を推進していく上で必要なんだと、会館が必要なんだというふうにご検討されるのかどうか。この2点について伺いたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 千葉県青少年女性会館は、昭和56年11月に設置以来、青少年及び女性に対し文化活動の場を提供することにより、青少年の自立性及び連帯性の伸長、並びに女性の社会活動の促進を図ることを目的として千葉県が設置し、以来、活動が行われてきたところでございます。行革の検討内容でございますが、今、公の施設の見直しを図っております。青少年女性会館におきましては、昭和56年ということで老朽化、耐震性もI s値が0.45ということで耐震性が低いということで、今後速やかに一定の方向性を出す必要があると位置づけられているところでございます。施設のあり方検討といたしましては、新見直し方針案といたしまして、青少年女性施策を推進していく上で、会議室やホール等の貸し室業務を県が維持する必要性は低いことから、施設の利用方法を見直すこととし、公の施設としては廃止する方向で検討を行うという検討が進められているところでございます。

当課といたしましても、そういう老朽化、耐震性の面、また、同会館はもともと宿泊施設を兼ね備えていたり、浴室や和室が現在もあるとか、ロビーのスペースが広いとか、なかなか有効活

用が図られてない状況にあります。そうしたことで一定の改修、そういったことが必要と考えているところがございます。今後、仮に公の施設として廃止し、青少年女性会館の改修工事が始まるとするならば、あそこに入居している団体、また、あそこで実施している子ども・若者の総合窓口とか、そういったことについては別の場所を確保すると聞いているところがございます。貸し室業務につきましては、新見直し方針にありますとおり、県として会議室やホール等の貸し室業務を維持していく必要性というのは高くないところから、今後、行革の中でそういった形で検討を進めていくということを考えてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 他県もこのような青少年会館、他県もあるかと、関東で。千葉以外、どうなんでしょうか。他県でもこうした会館を廃止するとか、そうした方向、あるんでしょうか。今現在、どうでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 現在、青少年会館があるのは、近県では茨城県、栃木県、群馬県でございます。神奈川は青少年センターというのがございますが、これはちょっとうちの県の女性会館等と違って、何か大きいホール、そういったもののホールでございまして、本県の青少年女性会館に近い形では茨城、栃木、群馬でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 今後、私もさらに調査をしたり、勉強したりしたいと思うんですが、本当に今こそ若者、若い世代が、青少年がしっかりと次の世代で元気で頑張っていけるような、生きていけるような、そうした施策の後退にさせてはならない県行政、それを強く求めておきたいと思えます。

次に、鋸南開発についてですが、今、審査中ということですが、鋸南開発から追加資料が提出されたというようなことも聞いておりますが、どういう内容の資料で、これは県の指導によるものなのか、自主的に鋸南開発から出てきたものか、どういった内容になってるのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 追加資料の件でございますが、事業者に対し審査上不明な点を確認する中で出てきたという資料でございます。内容につきましては、そういった関係で、審査過程における確認において事業者から提出されているものでございますので、現在審査中であることから、現時点では申し上げられる状況にはございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 申請書もいただいておりますので、追加資料についても正式に資料提出を求めますので、御判断ください。

次に、汚染土壌処理施設の指導要綱について、昨年6月の常任委員会でも、つくと御答弁をいただいております。今、結果できましたでしょうか。御答弁ください。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。



○説明者（森水質保全課長） 指導要綱につきましては、継続的に今、作業を進めているとご  
ざいます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 もうこれ何年、県民の方にも公開をして、何年待たせるんですか。今段階でど  
れぐらい日にちたってますか。今後いつまでにつくるというめどございましょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 具体的なめどにつきましては、現時点で作業中ですので、申し上  
げることはできません。パブコメにつきましては、平成の22年だったと——すいません。ちょっ  
とお待ちください。申しわけございません。

申しわけございませんでした。平成の25年からしてますので、もう3年近くになるかと思いま  
す。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 担当者も忘れてしまわれるぐらいの月日がたつてると。3年、25年、大丈夫で  
すか。25年ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 3年と。3年前にパブコメで意見寄せた人が、今3年たってるわけですから、  
これ本当にどうなるかという、極めて無責任だと思いますね。今、今年度もう終わりですよ。ね。  
部長、環境生活部長としてどう考えておられるでしょうか。部長は答弁していただいているんで、  
これ裾南開発云々かんぬんというよりも、県が要綱案を示して御意見をいただいていると。何度も  
常任委員会でお聞きして、会議は何回やった、何人でやってる、内容はどうだってお聞きしても、  
答弁が明確なものがないと。先日も聞きましたよ。何人で会議やって、何を検討されてますか、  
どこが問題なってますか、一切お答えないんですね、顔見合わせられて。これじゃ県民の皆さん、  
こういう環境行政で本当に審査をしていただいでて大丈夫なのかなと、そういった意味で思って  
しまうんですね。部長どうですか、これ。今段階、現状はわかりましたよ。部長に、部長の考え  
をお聞きしたいんです。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 要綱につきましては、大変おくれてるのは申しわけないことだと  
思いますけども、きちっとできるだけ早く要綱を策定していきたいというふうに考えてるところで  
ございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ですから、できるだけ早くってというのはいつですか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 現時点で、繰り返しになりますけども、検討しておりますので、  
具体的な時期については申し上げることはできないんですけども、できるだけ早くつくりたいと  
いうこととございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 余りにもちょっと無責任というか、信頼をこれでは失ってしまいますよね。部長さん答弁していただけないので極めて残念であります。

地球温暖化対策について、最後伺いたいと思いますが、新年度、知事からも本会議で答弁ありましたけれども、計画をつくっていくということなんですが、ちょっと冒頭、やっぱりCOP21で強調された、このままいけば産業の発展とか、そういうレベルの話ではなくて、人間が生きていくという地球上での生存が危うくなってしまいます。もう行政であれ、住民であれ、産業界であれ、もうあらゆる人々が協力をして、この危険をとめていかなきゃならない。そういう具体的には1.5度未満にしていくという、2度未満を1.5度未満にしていくと。千葉県としても、そういう立場、認識、危機感はありますよね。もちろん今度の新年度に計画する新しい計画には、そのことをしっかり盛り込みますよね。ちょっと確認でお聞きをしたいと思います。

それから、千葉県の地球温暖化の影響ですね、千葉県における。そうした点では把握をされたり調査をされたり、専門家も入れて研究なりやってらっしゃるんでしょうか、あわせてお答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 櫻井循環型社会推進課長。

○説明者（櫻井循環型社会推進課長） 今回のCOP21では、日本も約束草案を提出してCOP21の会議の中で世界に約束したものでございます。その国の目標を踏まえまして、地域から貢献するという立場から、今回の実行計画を策定をしまっている所存でございます。

それから、千葉県といたしましても、「新 輝け！ちば元気プラン」の中で重点的な施策、取り組みとして地域温暖化対策の推進というのを重点的な施策として位置づけているところでございます。

それから、地球温暖化に関する研究につきましては、農林水産部などで既に農産物への影響とか病害虫などの研究が既になされているところと聞いております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 COP21でうたわれてるそうした危機感もあるし、認識もあるし、農林水産部でそうした状況も調査されてる、環境生活部としてもそれを把握すると、計画に反映させていくということで認識しましたけれども、そういうことでいいですよ。違ったら言ってくださいね。

しかし、国の目標よりも、県の今度示しているパーセントは低いわけですよ。それでいいのかということで、本会議でもやりとりをしているわけなんですけれども、しかし、千葉県については、産業界の割合が高いからと。大きいから全体、家庭部門でも頑張るんだけど、全体として低くてもいいんだとはっきり一言言えばね。そういう見地に立っておられる。そこんところなんですよ。やはりそうであっては私はいけないと思います。とりわけ千葉県、政府がとってる地球温暖化ガス排出量が7年連続ワーストワンということで、もちろんこれは製造部門、特定事業所が集中してるからってということなんですけれども、平成18年度、県としても製造業に対して報告制度をつくらうと、条例をつくらうとされたじゃないですか。それも1回そこに戻っ

て、今こそやるべきじゃないですか、COP21も開かれ、県でも目標立ててやっていこうということですから。なぜこれ、やらなかったんでしょうか。今もう一度やるべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 櫻井循環型社会推進課長。

○説明者（櫻井循環型社会推進課長） 報告制度につきましては、幾つかの県で導入をされていることは承知をしております。本県でも検討がされた経緯がございますけれども、現在でも温暖化対策推進法、あるいは省エネ法によりまして、国に対しての報告が義務づけられておりますので、また、さらに法では事業者に対する指導ですとか、あるいは事業者ごとの排出量の公表といったことも制度化をされておりますので、温室効果ガスの排出削減に一定の成果がそれであるだろう、認識をしているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、そろそろまとめてもらえませんか。

○三輪由美委員 まとめますが、しかし、国から2年おくれで数字をもらっているというだけで、計画もつかんでおられませんよね。全国で温室ガス排出量報告制度の条例がある都道府県は全国で幾つありますか。

○委員長（鈴木 衛君） 櫻井循環型社会推進課長。

○説明者（櫻井循環型社会推進課長） 都道府県では30都道府県と認識しております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、今先ほど性犯罪防止のところでも25でしたっけ、全国でもある。30、もう既に特定事業所から報告を求めて、中には計画も県が把握をしてるということです。7年連続排出ワーストワンということで、2番目、愛知県。愛知県は条例あります。平成16年につくっています。3番目、広島県。平成16年につくってます。4番目、兵庫県。平成8年につくってます。5番目、岡山県。平成13年につくっております、ないのは、関東は結局1都7県の中で千葉県だけなんですよね。関東近県も全部ある。埼玉県、東京都では、キャップ・アンド・トレードということでやっています。部長どうでしょうか。ぜひ、これ関東もやってるけど、30の県がやってる。これ国が、今おっしゃったような国の制度ができてからもやってるんですよ。新たな県としてつくってるんですよ。県も条例制定に向けての検討を開始すべきではないでしょうか。部長、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 櫻井循環型社会推進課長。

○説明者（櫻井循環型社会推進課長） 現行の制度で一定の効果があるものと認識をしております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 そういう姿勢では、本当にCOP21でうたわれてる、そうした危機感が県環境担当のほうにあるのかと。県民の皆さん、これでは世界から、非常に世界の流れに立ちおけると、逆行してるというふうに言わざるを得ません。ぜひ製造業の皆さんと一緒に頑張って、県も、頑張ってやっていくんだということの意味でも、条例をつくってやっていただきたいと思います。

ます。

最後に、昨日、福井県の高浜原発4号機、5号機、速やかにとめるよう大津地裁が仮処分決定を下しました。新基準についても疑問を投げかけたのは初めて、再稼働でとめたのも初めてということで大変な反響や波紋が今広がっています。やはり私は、この問題、千葉県の温暖化防止計画にも、原発には依存しない、そうした立場を明確に宣言し、目指し、盛り込んだ計画にすべきだと思うわけですが、いかがでしょうか。ぜひ部長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 櫻井課長。

○説明者（櫻井循環型社会推進課長） 将来の電源構成がどうあるべきかということにつきましては、いわゆるエネルギーミックスの問題でございますので、国が責任を持って設定するものと考えております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 国が、国がおっしゃるんですけれども、千葉県も最終処分場の問題で県民も、全国でも国民も、福島ของ皆さんも大変苦しんでいる原発問題について、そうした答弁しかいただけない。部長さんからもこうした問題についてもコメントいただけない。非常に残念です。福井県のこの高浜原発の地裁の処分、よくぜひ学んでいただきまして、私も学んで、環境行政の推進のために頑張っていきたいと思います。

以上です。